



# 町議会六月定例会終る

## 補正額 一億二千九百二一萬九千円

総額 一億九百二二萬九千円 昨年度より六四・五％の伸び

六月定例町議会は去る六月二日から二八日までの六日間おこなわれた。提出議案は公有水面埋立に対する答申について等外八件で原案とおりの可決をみている。また一般会計の補正額は一億二千九百二一萬九千円で、既定予算を合せると一九億九百二一萬九千円となり、昨年度と比較して六四・五％の伸び率を示している。

なお一般質問は五人の議員によっておこなわれ、特に磯ノ目地区土地画整理事業について活発な論議が展開された。町長の行政説明と一般質問の主な内容は次のとおりである。

### 町長の行政説明の中から

●稲作  
例年でない好天と田植機械の普及により、植付作業が例年より一週間も早く終了した。

●昨年を上回る予約数  
五十一年産米の予約は、この好調なスタートを反映して五月二十日現在の予約の状況は、前年度より一四四万八七四俵となり、史上最高であった。四十九年の実績を、四三二俵上回っている。

# 焦点が議論をめぐる 理事業

百27万1千694円の不足額

予約限度数を七・二七俵上回る。四俵上回る。しかし、本町に對す

また一四三名の権利者から、二

意見書提出者と話し合いを続ける

議して早期実現をはかりたい。

整理そのものが反対であるとする

町発展百年の大計上からご協力を

る予約限度数量の配分は、十三万三千俵で、七千二百七十四俵の予約数量を上入れている。県当局へ追加数量を申請しているが、国からの配分枠であるため現段階では調整出来ないとしているが、町としても県からの枠内で、各農家に対し、予約限度数量および政府買入基準数量の指示せざるを得ない状況下にある。

全量買上げ政府の方針  
しかし、全量買上げという政府の方針に変わらぬので、農家のみなさんは、安心して米作りに励むよう呼びかけていきたい。

磯ノ目地区土地画整理事業  
去る三月一八日から二二日まで五日間、関係者に換地計画案を縦覧したところ、地区内権利者二四四名中、一〇三名が縦覧している。

湖東部四町です、める  
し尿処理施設の設置は、長い間秋田周辺広域市町村圏協議会が中心となっており、一市六町共同参加方向で検討協議を重ねてきたが、このたび白紙環元され、男鹿郡と湖東部(五城目、八郎潟、飯田川、昭和)の二ブロックに分けて建設をすすめることになった。よく協議して早期実現をはかりたい。

物理的に不可能なところも  
第三点には、現地配分が説明通り実施されておらないとご意見見ですが、現地配分という方針をやめたわけでありません。原則として貫いていると思っております。しかし、現場においては確かにそのような場面もあると思っております。同一所有者が三、四カ所に土地が分かれている場合など、なるべく一カ所にまとめたという目標もあるわけですが、

- ① 減歩率を一〇％以下にしてほしい。 二六・二％
- ② 減歩率 一〇％以上は反対 三五・八％
- ③ 住居移転、土地移動反対 二七・三％
- ④ 換地位置、置替要望 五・五％
- ⑤ 区画整理反対 一・五％
- ⑥ その他(数カ所に点在しているものを一カ所にまとめてほしい) 三・七％

この内容については、三月二六日磯ノ目地区土地画整理審議会に諮って、只今この意見書の内容を調査検討中である。この作業が終了次第、意見書提出された方々と話し合いを進めたい。

●一般會計  
入 十五億四千五百六万五千七百三十五円  
出 十五億九千〇八万七千四百二十九円  
差引不足額(実質収支額) 四千五百二十七千六九四円

ご意見に關しては、今述べた経過からしていささか失望せざるを得ません。 意見の一致点を見出す 努力を続ける

●五小入口に歩道橋  
五城目小学校の入口の十字路は年々増大する交通量と共に、その危険度も非常に大きいものになってきたため、歩道橋の設置は地域住民から強い要望もあつた。町では、国策に對し早期実現を働きかけた結果、その意が認められ設置の運びとなった。

●森山の採石  
近年、青年会はじめ町民から、森山の採石中止を望む声が強くなってきているが、町では、去る五月継続認可申請に當つて、県から意見を求められていたが、住民の意志を尊重して厳しい反対を表明している。そのため県ではいまだ認可をしておらない。明年二月にも認可更新の時期に當り、森山を守る町民の姿勢を貫き、世論を高めながら、土地所有者、業者に對して一日も早い採石中止をお願いしていきたい。

●一般質問の中から  
① 磯ノ目地区土地画整理事業について  
② 森山の採石  
③ 湖東部四町のし尿処理施設  
④ 一般會計

次は二二・〇二％の減歩率が大きいとするというのが、第二の反対理由なるようである。これを直すのかというご意見のようですがこのことについては、先の陳情に依つて審議会に諮りまして、地区内権利者の平均減歩率を二〇・八五％まで下げておきます。従つてあまり簡単に変更するということは出来ません。一人の変更を認めることは、全関係者の変更につながるが、かえつて混乱を招く結果を生むものと思ひます。今後関係者を話し合いの中で、利害関係を通じ、あるいは意見の一致点を見出しながら、変更出来るものは変更していく方法をとっていきたくと思つております。

# 磯、目地区土地画整

～49年度 決算見込み 4千5

たごころに換地を実現すること、物理的に不可な事象も発生するわけですが、今後その経緯等も含めてご説明して、関係者の理解を得るための努力をしたいと思います。

この種の事業実施に關しましては、何の問題も派生しないまま関係住民に受けとめられている例は、日本全国で殆んどないといわれる位ですが、郷土五城目町発展の百年の大計から、是非のきをのしんでご協力をいただきました。こう申しあげるよりほかございせん。

（第一号）  
 昭和三十一号  
 磯宮土地改良事業の負担団体受託について  
 議案第三十二号  
 五城目町磯宮土地改良事業経費の賦課徴収に關する条例制定について  
 議案第三十三号  
 県宮湖東地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業経費の賦課徴収について  
 議案第三十四号  
 昭和五十年年度五城目町一般会計補正予算（第二号）  
 昭和三十五号  
 昭和五十年年度五城目町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

第三十四号  
 昭和五十年年度五城目町一般会計補正予算（第二号）関係部分原案可決  
 六月の本定例会に於て総務委員会上に付託になりました議案第二十八号外三件の審査の経過と結果につきましてもご報告致します。  
 総務委員会の開催は六月二十七日午前十時十五分より役員議員控室に於て開き、午後一時三十分閉会に於て閉じります。  
 出席委員 総務員 五名、全員  
 参与として伊藤助役、小玉総務部長、書記には高山啓作君を指名  
 議案第二十八号  
 専決処分した事件の承認について

この案件は昭和五十年一般会計才入才出算の補正にかかるとですが、昭和四十九年度に於て四五百二十二千円才入不足（いわゆる一般に赤字）が五十年五月三十一日の出納閉鎖において生じて翌年度才入の繰上充用四五千二百二十円が確定したため、五十年年度予算にそれと同額の財源をみなければならぬ関係から、この五十年年度補正予算の才出に前年度繰上充用金として四、五、二七千円を計上しその才入財源として同じ金額の不動産売却収入の計上を専決しているのではありません。  
 専決処分は取支の確定が五月三十一日である事情から止むを得ない事であった委員会は慎重に審査しましてこれを可致しました。

昭和三十九号  
 専決処分した事件の承認について  
 原案可決  
 第二十九号  
 専決処分した事件の承認について  
 原案可決  
 第三十号  
 専決処分した事件の承認について  
 原案可決

## ▲委員会報告▼

### 総務委員会

第二十八号  
 専決処分した事件の承認について  
 原案可決  
 第二十九号  
 専決処分した事件の承認について  
 原案可決  
 第三十号  
 専決処分した事件の承認について  
 原案可決

この案件は昭和四十九年度の公町一般会計の収入（立木売却）に一七、〇八千円を計上して居ります。説明にこの等々の措置は当初二つの事業費の年度区分が四十九年六割、五十年四割の割合が年度末に至つて四十九年四割

五十年六割にそれぞれ事業の割合が変更となつたため止むなく補正せざるを得なくなり、かつ日数がないので専決処分したとの事ですが、本委員会は審査の結果議案第二十八号の関係部分はこれを可致しました。

議案第三十号  
 専決処分した事件の承認について  
 議案第三十号  
 専決処分した事件の承認について  
 議案第三十号  
 専決処分した事件の承認について

## 議案を視察研修

六月定例議会の初日（二三日）大瀧村村政審議会（小沢健二会長）一行が、誠会審議運営のようを視察研修に訪れた。

来年度新しい自治体として発足予定されている大瀧村は、今事務的に大車輪をかけてその準備をすすめているが、入植者から選ばれた審議委員は議会に相当する役目を果しているため、今回の企画となった。

当日は加賀谷町長の行政説明から三議員の一般質問にいたるまで、メモをしたが熱心に研修した。議会側では、終了予定時間を繰り上げ本町議員と委員の懇談会を開くなど、さわやかな協力ぶりを示した。懇談会では、加賀谷町長から「新しい自治体として発足する前に本町を訪れてくれたことを感謝する。日本農業の指圖であり、メッカとなるよう新しい村の建設に頑張ってください。」とあいさつがあり二時間にわたる懇談をおこなった。

この試験は職業訓練法にもつき職業訓練指導員にならうとする者のために行なう資格試験です。

- 一、試験を実施する職種  
 洋裁科、自動車整備科、左官科、板金科、木工科
- 二、試験期日  
 学科試験 五十年八月二十九日  
 実技試験 五十年八月二十九日  
 九月五日までの間において指定する日
- 三、試験場所  
 秋田県総合職業訓練センター外二ヶ所
- 四、受験手続  
 ①受験申請書用紙の交付  
 受験を希望される方は返信用封筒にあり先明記のうえ二十円切手をはり秋田県庁職業訓練課へ受験申請書用紙の交付を申込むこと
- ②受験申請書類  
 受験申請書、履歴書、戸籍謄本写真
- ③申請書類の提出先  
 秋田市山王四丁目一番一五  
 秋田県産業労働部職業訓練課
- ④申請書類の提出期日  
 五十年七月二十一日  
 五十年八月二日まで
- ⑤受験手数料  
 学科、実技試験 合計 五千円
- 五、その他  
 くわしいことは役場産業課へお問合せください。

# 女の一生と年金

わが国の福祉論議が国会で盛んに展開されるようになったのは、経済成長にかけりをみせはじめた二三年前からである。「老後を明るく豊かに」誠心立派なタイトルであるが、現実はその到達するまでに、相当な距離が感じられる。老人の自殺率が世界

一を保っているのは、真をかえせば明るく豊かな老後を送るための学習会を開いた。老後を支える唯一の経済基調は、何と聞いても年金である。「女の一生と年金」のかわりあい、この座談会を通じて理解していただければ幸いである。そして昭和五十年は国際婦人年であり、去る六月十九日から、メキシコ市のフアンデペララ体育館で国際婦人世界会議がこなわれている、あわせてその意義を考えてほしい。

## 座談会



伊藤 藤 子



伊藤 妙 子



佐々木 勢 子



本間 鮎 子



三浦 啓 子



館 岡 福 社 係 長

出席者氏名(順不同、敬称略)

- 樋口(上町)
- 工(下町)
- エ(館)
- ハ(上)
- ル(新)
- キ(畑)
- ハ(希望)
- ミ(館)
- シ(上)
- タ(高)
- ノ(町)
- ミ(越)
- カ(丘)
- シ(越)
- ノ(高)
- ノ(高)

秋田県年金課長

年金交付係長

福社係長

福社年金の受給者 千二百名

年金と比例する 老後の心配

司会：現在七十才以上で、保険料を納めなくとももらえる人が、千二百名福祉年金を受給してあります。

司会：今日は五城目婦人会の学習の一環として、「女の一生と年金」についての座談会ですが、異年金課の藤田年金交付係長のアドバイスを受けながらすませていきたいと思っておりますので、みなさんから忘れたないご意見をお願いします。

藤田：年金にはどんな種類がありますか。

### 年金は八種類

①厚生年金保険  
②船員保険・船員の場合  
③国家公務員共済組合

④私立学校教職員共済組合  
⑤農林漁業団体職員共済組合  
⑥農業協同組合、漁業協同組合の職員等の場合

⑦国民年金  
⑧この年金は先に述べた人以外すべて対象となる。

八木下：年金の給付の種類にどんなものがありますか。

大蔵省、厚生省などの中央官庁の職員の場合  
①老齢給付 ②障害給付 ③遺族給付などですが、その中に老齢年金や通算老齢、母子年金などがあるわけです。

藤田：大きく分けてみますと  
①老齢給付 ②障害給付 ③遺族給付などですが、その中に老齢年金や通算老齢、母子年金などがあるわけです。

伊藤(○)：私は先年夫を亡くした者ですが、国民年金の方からは死亡一時金として一万七千円きただけで、農業者年金の方は全く音沙汰がない状態です。長らく保険料を納めてきた割合には死亡一時金の額があまりにも不足ですが、どんなわけでしょうか。

藤田：事情がよく理解出来ませんが国民年金は基本的に生命保険ではないということですが、そのため

少くない死亡一時金

生命保険との違い

子供を頼りから年金へ

ありがとうございます

ありがとうございます

ありがとうございます

あるものになっていきます。

伊藤(○)：私は先年夫を亡くした者ですが、国民年金の方からは死亡一時金として一万七千円きただけで、農業者年金の方は全く音沙汰がない状態です。長らく保険料を納めてきた割合には死亡一時金の額があまりにも不足ですが、どんなわけでしょうか。

藤田：事情がよく理解出来ませんが国民年金は基本的に生命保険ではないということですが、そのため

少くない死亡一時金

生命保険との違い

子供を頼りから年金へ

ありがとうございます

藤田：ご主人の遺族年金を現在も  
らっている方は、一年以上納付  
期間があれば、義務納付期間に  
関係なくもらう事が出来ませう。  
**国民年金に入りたいが**

本間(鮎)：私の場合も、主人が勤  
めている関係から、まだ年金に  
入ってこないわけですが、今  
までのお話のように、老後のこ  
とを思うと、是非国民年金に入  
りたいと思いますが、手続きな  
どどのようにしたらよろしいで  
しょうか。  
司会：役場の窓口へ来て届出する  
だけで結構です。

**明治四四年四月二日**

**以降の未加入者は**

斎藤：明治四十四年四月一日まで  
の方は、それこそ任意加入のよ  
うですけども、四月二日以降  
でまだ入っていない方はどうす  
ればよいのですか。

**月九百円で十年分**

**受給資格**

藤田：明治四十四年四月一日以降  
に生まれた人で、未加入の方は  
強制加入に該当しますので、保  
険料を納めないとい錢も年金は  
もらえないこととなります。

のような人は月九百円の掛金で  
十年分(百二十カ月分)納める  
と、三十四カ月後から十年年金  
の人と同じ額をもらうことが  
できます。

**最後のチャンス**

**五十年十二月末日まで**

納付期限は、五十年の十二月  
末日までとなっておりますので  
この最後のチャンスを逃さない  
ようにしてください。  
大正十五年生まれ  
加入したい

藤田：似たような内容ですが、大  
正十五年生まれの人で強制加入  
に該当する方が、家庭の事情で  
保険料を納付しておらないわけ  
です。今度入りたいというこ  
とで、どの位の保険料を納め  
て、何時頃から年金をうけるこ  
とが出来るとでしょうか。

**特例納付のチャンス**

**生かせ**

藤田：国民年金の保険料は、二年  
間納めないでいると時効になり  
ますので、年金制度発足当時の  
三十六年ごさかのほって納付し  
たい希望があってもできないわ  
けです。  
ところが現代は年金時代とい  
われている程で、年金に対する  
関心も国民的なものとなっております。  
過去にも未加入者を救  
うために、保険料の特例納付を  
法的に認めてきましたが、なお  
もれている人のために、五十年  
十二月末日までがその期間にな  
っているわけです。何度も言ひ  
ますが、これが最後のチャンス  
になるものと思われま

この人の場合、十一万八千八  
百円の保険料を納めて、年金は  
一十二万七千円になり、スライド  
分を加えると、十八万二千九  
十七円になるわけです。六十五才  
までは、また改正され年金額  
もアップされるものと思われま  
すので、ますます条件がよくな  
ってきます。

佐々木：物価の上昇にともないス  
ライド制で年金も高くなってい  
くと言われまますが、その点も  
少し詳しく説明してくださいま  
せんか。

**物価指数五%を  
越えた時スライド**

藤田：これは大蔵省で  
示す、消費者物価  
指数を基準に五%を  
越えた場合、それに  
見合ふ年金率のアッ  
プをおこなうわけ  
です。例えば、十年年  
金で月二万二千五百  
円もらっている人が  
四十九年九月十六、  
七日の物価指数のア  
ップで、二十二万二千二百分  
がプラスされ一万四九百二十  
円が現在もらっている額です。  
三十年度の場合二・八%で、  
三十一年度スライド一・八%で、  
三十七年度スライド一・七%、今  
年の九月から月額一万七千六八  
七円の支給額になります。

**繰り上げ受給したい時**

松田：六十五才まで年金の受給を  
またれない方は、繰り上げをし  
ておるようですが、金額の上で  
大きな差があるものでしょうか

**早い程減率が低い**

藤田：正規には六十五才からの受  
給ですが、早く給付を受けたい  
方は繰り上げしております。  
早い程減率が高くなります。  
しかし県内全体の状況をみると  
と六〇%以上繰り上げ受給して  
います。  
六十才で五八%、六十一才で  
六五%、六十二才で七二%、六

十三才で八〇%、六十四才で八  
九%となっております。

司会：本町の場合、昨年は二百人  
位繰り上げ請求をしています。  
隣り近所の仲間が年金を手にし  
ているのをみると、早くもらい  
たくなるようです。

伊藤(ハ)：そういう場合は、自分  
で請求するのですか、年金を受  
けるまでその位期間がかかり  
ますか。

**繰り上げ給付まで  
四カ月程**

藤田：本人が役場へ届出して役場  
から社会保険事務所へ申請する  
わけです。保険事務所では更に  
社会保険庁へ申請するために、  
三十四カ月の期間を必要とし  
ます。

佐々木：そうすれば、六十五才の  
時も自分で届出が必要ですか。

司会：六十五才になった時は、役  
場の方から通知をおあげしま

**付加年金の条件は  
よいのか**

三浦：家の場合強制加入で、農業  
者年金にも入っておりますが、  
同時には付加年金も納めており  
ます。この場合年金をもらうと  
きどの位額が高くなるでしょ  
うか。

多くの人に  
すゝめたい制度

藤田：付加年金の出来たのは四十  
五年からですが、これはもつと  
高い保険料を納めても、高い年  
金を受けたいとする要望から生  
まれたものです。農業者年金の  
場合は強制加入で、二十五年  
か付金を納めた場合、月二万八  
千二百二十円(定額の場合二万  
三千二百二十円)で、月に五千  
円の違いがあります。四十年では  
月四万五千二百二十円(定額三万  
七千五百二十円)で、月一万二千  
円多くもらうことが出来ますの  
で、できるだけ多くの人が加入  
してもらいたいわけです。

本間(鮎)：障害年金はどのような  
場合に適用を受けるのですか。

**自分のケガ、第三者に  
受けたケガでもよい**

藤田：この障害年金というのは、  
事故の状態はどのような状態  
でもよいわけです。自分のケガで  
ても第三者にケガを受けた場合  
でもよいわけです。ただし第三  
者の場合は、第三者が行為として  
になって、第三者が負担すること  
になって、第三者が負担すること  
車事故の場合などは、相手方  
がある程度保障することになりま  
すが、それ以外のケガはすべて  
国民年金で保障します。

**廃疾認定日が決め手**

障害年金は、国民年金で一級  
二級、厚生年金では一級から三  
級まで区分されていますが、ケ  
六頁へ続く



藤田 ハルコ



八木下 みき



本間 静江



伊藤 ハル



松田 久子



藤田年金交付係長

# 選挙特報

## 五城目町農業委員会一般選挙

農業委員会委員の統一の選挙が十五日に実施されます。この制度が発足してから第八回目です。この選挙に伴い、農業委員会の総数の約七割、委員数にして約四万五千人が新たに農業および農民の一般の利益代表者として選ばれる事になります。棄権する事なく、誤った行ないない民主的な選挙確立の為、細心の努力をしてくださるよう願っています。

●告示日 七月八日  
次のとおりです。

・告示日 七月八日

・投票日 七月十五日  
(午前七時から午後六時まで)

・開票 七月十五日

(即日開票午後七時三十分から)  
ただし投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票所は次のとおりです

●繰り上げる投票所及び時間  
馬場目第二投票区投票所(恋地坊井地、杉沢、落合、蛇喰、北又)

午前七時～午後五時(一時間)

●委員の定数

選挙でなる委員 十七名  
推せんによる委員は農業協同組

### ●投票所は十一カ所

#### 第一選挙区

富津内第一投票所、富津内地区  
コミュニティーセンター集会所、  
富津内第二投票所、富津内中  
学校教室

#### 第二選挙区

内川第一投票所、湯ノ又公民館  
内川第二投票所、内川児童館  
五城目第一投票所、五城目町役  
場第三会議室  
五城目第二投票所、五城目町公  
民館馬川分館  
馬場目第一投票所、馬場目児童  
館  
馬場目第二投票所、杉沢公民館

#### 第三選挙区

大川第一投票所、大川出張所会  
議室  
大川第二投票所、西野公民館  
面潟投票所、森山公民館

#### ●選挙人名簿

農業委員会委員の選挙に使用する  
の名簿は、昭和五年一月一日現在  
における、本人の申請にもとづ  
き、有権者資格を調べ、それを昭  
和五十年三月三十一日で確定した  
名簿です。従って普通一般の選挙  
で使われます。永久選挙人名簿  
とは違い、選挙時登録の制度もこ  
ざいせん。

#### ●投票時間と選挙会

投票時間は、馬場目第二投票区  
だけは午前七時から午後五時まで  
ですが、他の十投票区は午前七時  
から午後六時となっております

#### ●不在者投票

選挙の当日、投票所におもむい  
て投票することができない人は、  
不在者投票をすることがあります  
不在者投票は、選挙の告示の日(七  
月八日)から投票日の前日(七  
月十四日)まで毎日午前八時三十分  
から午後五時まで出来ます。ま  
た、不在者投票用紙等の請求は告  
示日の前でも出来ます。

### ●不在者投票

会は十六日午前十時より五城目町  
役場第一会議室において開催いた  
します。

#### ●立候補の届出

立候補の届出は、七月八日(告  
示日)午前八時三十分から受付け  
七月九日午後五時までです。  
届出の方法は、立候補者が届出  
する場合と推せんによる届出があ  
ります。届出者は、届出用紙等準  
備してごさいますので選挙管理委  
員会においでください。

#### ●入場券の配付について

入場券は、近日中に農政協力員  
を通じて配付します。  
投票所等を確認して捺印のうえ  
選挙当日投票所へご持参ください  
その他不明の点は、選挙管理  
委員会に電話等でご連絡ください  
(電話 五城目局 二一〇〇)

### ●女性に關係のある年金制度は

女性に關係のある年金制度は  
独身時代は、勤め人であれば厚  
生年金、自営が無職の場合は国  
民年金、結婚すると主人の職業  
で変わる場合も有ります。夫が死  
亡した場合は遺族年金や母子  
寡婦年金、夫と離別したとき母  
子年金など大まかに言えば、こ  
んな年金制度がみなさんを取り  
まわっているわけです。

#### 五十年の十月から

六割アツプ  
六十歳以上の自動車の運賃はエン  
ストのもとになりますからやめ  
ましょう。  
・踏切上、エントスト、落橋、その  
他により、動けなくなったときは  
ちゅうちますることなく赤旗、  
発炎筒、赤ランプ、複数区間の  
踏切では、付近の非常ボタン等  
により、まず列車の停止手配を  
取りましょう。

#### ●立候補の届出

立候補の届出は、七月八日(告  
示日)午前八時三十分から受付け  
七月九日午後五時までです。  
届出の方法は、立候補者が届出  
する場合と推せんによる届出があ  
ります。届出者は、届出用紙等準  
備してごさいますので選挙管理委  
員会においでください。

#### ●入場券の配付について

入場券は、近日中に農政協力員  
を通じて配付します。  
投票所等を確認して捺印のうえ  
選挙当日投票所へご持参ください  
その他不明の点は、選挙管理  
委員会に電話等でご連絡ください  
(電話 五城目局 二一〇〇)

#### ●不在者投票

選挙の当日、投票所におもむい  
て投票することができない人は、  
不在者投票をすることがあります  
不在者投票は、選挙の告示の日(七  
月八日)から投票日の前日(七  
月十四日)まで毎日午前八時三十分  
から午後五時まで出来ます。ま  
た、不在者投票用紙等の請求は告  
示日の前でも出来ます。

#### ●投票時間と選挙会

投票時間は、馬場目第二投票区  
だけは午前七時から午後五時まで  
ですが、他の十投票区は午前七時  
から午後六時となっております

### ●女性に關係のある年金制度は

女性に關係のある年金制度は  
独身時代は、勤め人であれば厚  
生年金、自営が無職の場合は国  
民年金、結婚すると主人の職業  
で変わる場合も有ります。夫が死  
亡した場合は遺族年金や母子  
寡婦年金、夫と離別したとき母  
子年金など大まかに言えば、こ  
んな年金制度がみなさんを取り  
まわっているわけです。

#### 五十年の十月から

六割アツプ  
六十歳以上の自動車の運賃はエン  
ストのもとになりますからやめ  
ましょう。  
・踏切上、エントスト、落橋、その  
他により、動けなくなったときは  
ちゅうちますることなく赤旗、  
発炎筒、赤ランプ、複数区間の  
踏切では、付近の非常ボタン等  
により、まず列車の停止手配を  
取りましょう。

#### ●立候補の届出

立候補の届出は、七月八日(告  
示日)午前八時三十分から受付け  
七月九日午後五時までです。  
届出の方法は、立候補者が届出  
する場合と推せんによる届出があ  
ります。届出者は、届出用紙等準  
備してごさいますので選挙管理委  
員会においでください。

#### ●入場券の配付について

入場券は、近日中に農政協力員  
を通じて配付します。  
投票所等を確認して捺印のうえ  
選挙当日投票所へご持参ください  
その他不明の点は、選挙管理  
委員会に電話等でご連絡ください  
(電話 五城目局 二一〇〇)

#### ●不在者投票

選挙の当日、投票所におもむい  
て投票することができない人は、  
不在者投票をすることがあります  
不在者投票は、選挙の告示の日(七  
月八日)から投票日の前日(七  
月十四日)まで毎日午前八時三十分  
から午後五時まで出来ます。ま  
た、不在者投票用紙等の請求は告  
示日の前でも出来ます。

#### ●投票時間と選挙会

投票時間は、馬場目第二投票区  
だけは午前七時から午後五時まで  
ですが、他の十投票区は午前七時  
から午後六時となっております

# 肥満の改善など学習

## 五城目町生活学校

五城目町生活学校(委員長船橋ユキ)では、今年度のメニューを「健康管理」として学習をすすめている。

一口に「健康管理」といっても食生活、運動、生活時間、体力づくり、生活設計などすべて対象になるわけで、その多目的な中に、実習、実験、実技をとり入れ、対話集会などを企画して、この学習の効果をあげたいとしている。

先頃おこなった「肥満の改善」について、その内容を紹介する。

- ① 肥満の改善はこうして
  - ① 一般に自分の肥満を治療することとは危険をとめないやすくまた食欲をおさえることも、なかなか難しいことですから、極度の肥満の方は医師の指導のもとに改善しましょう。
  - ② 体重を週一回は測定して記録し自分の体重を知るようにしておきましょう。
  - ③ 肥満の改善は、強い意志と、しっかりとした覚悟であせらず、じっくりはじめ、家族そろって協力しましょう。
- ② 肥満と栄養
  - ① 適正な食事の一日の総カロリー(その人の標準体重にどの程度の仕事や運動をしているかによって決める)を決めて、正しい減食をしましょう。朝食をぬい
  - ② 歩くのは一分間九十メートル以

上のスピードで十分以上歩くように心がけ、全く運動をしていなかったような場合には軽くはじめ、だんだんに運動の量を増すようにしましょう。

- ③ 肥満と休養
  - ① 休養はしすぎてもしなくても健康上有害です。休養を安静と睡眠だけと思うのは誤りです。適度に運動し十分休養をとりましょう。
  - ② 積極的な休養であるレクリエーションを肥満の健康回復のために上手に活用しましょう。
  - ③ 肉や魚、卵や牛乳などのたん白質は普通より多くとりましょう。カロリを減らすと体脂肪が減るとともに筋肉なども減るからです、体力がさつと落ちるからです。
- ④ 野菜、果物、海藻などのビタミン、ミネラル源は十分確保して栄養のバランスをとって偏食をしないようにしましょう。
- ⑤ 飲み過ぎないように注意し、コーヒーや紅茶には砂糖を入れすぎないようにしましょう。またおやつにも甘いものカロリーの秀るものをとらないように気をつけましょう。

### 県共同募金会長 栗共同募金会 栗新谷さん 団体築地町

このたび秋田県共同募金会(会長笹村ミサ)より永年「赤い羽根共同募金運動」に貢献されたので、町内会長(福祉委員)栗新谷さんが個人の部で、又本年早期に優秀な成績で達成されている築地町町内会(会長荒川要悦)さんが団体の部で表彰されています。

### 郷土研究資料を おわけします

#### ⑤ 五城目町石造記念物五百円 (百部限)

五城目町公民館では、次の刊行物を町内の希望者に原価でお預けいたしますので、希望者は早目にお申込みください。

郷土五城目町を研究される方は勿論、一般の方でも大変参考になるものばかりです。なおこの刊行物の再発行はしません。

## 秋田県飲酒運転追放 県民総ぐるみ運動実施

7月1日～9月30日

最近とみに飲酒運転による事故が増加の傾向にあり、これが県民生活に重大な脅威を与えていることから県民一人一人の自覚のもとに総力をあつめて、飲酒運転を追放するため秋田県交通対策協議会では次の内容により三カ月間におたり県民総ぐるみ運動を実施することにになりました。

- ① 職場における飲酒運転の追放
  - 各職場において、飲酒運転追放のための会議等を開催し、「三不運動」推進の決議及び申し合せを徹底する。
- ② 酒類提供者による自主的協力
  - 酒類提供者「車を運転する人に酒を飲ませない、酒を飲んだ人には車を運転させない」ことを徹底し、
- ③ 飲酒運転追放の呼びかけ動行
  - 各種会合における飲酒運転追放「三不運動」の呼びかけを徹底するとともに飲酒を伴う場合は事前に連絡して車の利用をさける。

### 目の不自由な方は おいでください

### 母子家庭に 住宅整備資金貸付きます

～申込み七月十日までに～

秋田県では、母子家庭の福祉増進の一環として、住宅整備をする計画のある家庭を対象に、その資金の一部を貸付することになりました。住み課の方でその窓口となっておりますので、希望者は次の要領でお申し込みください。

一、貸付の対象

五城目町内に居住し、二十才未満の児童を養っている配偶者のない女子であること。そして自力で住宅整備が困難な場合。

二、貸付限度額及び条件

① 一戸当り五〇万円とする  
② 貸付利率 無利息  
③ 据置期間 一年以内  
④ 申込期限 昭和五十年七月十日

三、申込期限

昭和五十年七月十日  
四、申込先 五城目町役場住民課

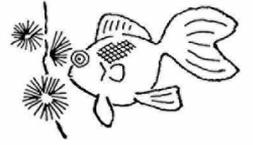
五、その他  
詳しくは係の方で説明いたしますので、希望される方は係までお問い合わせください。

五、巡回相談班

医師、看護婦、身障福祉司、地保担当主事

六、注意事項

① 身障手帳所持者は必ず手帳を持参すること  
② 受診者全員印鑑持参のこと  
③ 医師の診断は午前九時三十分より開始しますが相談を受ける方は受付前並びに検査等がありますので午前九時から十時までの間においでください。



おしらせ

からないために、正当な補償が得られないで悩んでいる、被害者のために五城目町で巡回相談所を開設しております。

交通事故巡回相談所のご利用を

秋田県交通事故相談所では、交通事故の被害にあい、手続きがわ

一、期日 七月十八日(金)
二、時間 午前十時から午後三時まで
三、場所 五城目町牧場内(心配ごと相談所)

生涯教育コンニャク問答 ③

個人学習・相談

「娘」読書、放送利用のほかに、個人学習として考えられるのはどんなことですか
「父」色々あるがね。講演会、通信教育、演習会、音楽会、観劇などさまざまなこととを考えられるが、身近なことは、相談でしょうね。
「よし子」そろそろ悩みも多い年ごろではないかな。

「娘」そろそろではないわ、もう毎日悩みだらけだわ。
「父」そうだろうな。その悩みごとと相談が個人学習の等三の男で「娘」男性のことではないが、父母に何か相談することも学習なんだわ。

老人社会奉仕団 雨の中の奉仕作業

本町の老人社会奉仕団(団長齋藤周作)四二名は去る六月十八日午前九時三十分より正午迄、馬場目川護岸地帯(一番町)で折からの降雨をもとめせらず刈草刈鎌等日常使いたれた用具で背たけに延びた雑草をバツバツと刈り倒しきれいに清掃された当日が加賀町長も現地で奉仕団員の活躍振りた老人なんてとても言われるものでないと言っていました。

「娘」なるほど、生涯教育って、そんなにめんどうなものではないんだね。でもそれを自分のものにしたい意識がたからない、そういうところに生涯教育の課題があるんだね。

「父」よし子なかなかいいことを言うじやないが、もし友達の間でお互い一つの問題で相談し合うことがあれば、それだけで学習は成立するわけだよ。このことが、生涯教育のめざす学習の生活化なんだよ。
「母」親が子に教えることも夫婦で話し合うことも、相互に学ぶという姿勢があれば生涯教育といえるわけですね。

「父」そんなんだよ。第三の個人学習のよきは、あるときは師となり、あるときは生徒となり相互に立場を変えて教え合う、このことが本来の生涯教育の姿かもしれない。
「三人」あは、は、は、は、(次は集まる学習について話します)

「年金相談所」を開きます

厚生年金や国民年金は、ますます有利な制度として発展しております。いろいろわからないことがたくさんあります。そこで町では、町民の皆さんにこの制度をよく知っていただくため、県から担当者を招いて次のとおり「年金相談所」を開くことにしましたので多数おいでください。事業所の厚生年金事務担当者の相談にも応じます。なお当日は、国民年金の納め忘れの古い保険料をその場で納付できますので都合のよい方はご持参ください。

・とき 五十年七月七日(日)
午前十時から午後三時まで
・ところ 役場第三会議室

日赤皇居奉仕団 大任果たして無事帰郷

本町からの日赤奉仕団第六次(団長佐々木ノブ以下四名)第七次(団長阿部チャイ以下四名)それぞれ四日間感激の奉仕作業を終って無事帰郷したが、奉仕のかたわら国会議員堂見学明神宮、靖国神社、高輪岳寺等の参拝(参詣)もすませて帰って来ている。今回は馬場目(恋地)内川(浅見内小川)の婦人の方であったが割に良い天候の下で精一杯精励されたとの事である。

善意銀行預託のお知らせ
このほど町の善意銀行へ次のよう

ヤング登場

バレエを通じて



馬場目 伊藤 信子
私がバレエに身になってから、女性の運動不足が目立って来ている。自分自身の時間がなくしてしまいがちで、スポーツを楽しむひまさえなくなっています。

八年の間色々な事がありました。やはりスポーツによって結ばれた友情は、日常生活では得ることのない素晴らしいものです。強いものがある様に思われまく、皆さんで合宿をして、夜おそくまで練習をして朝は眠いのをたたき起されたりました。時には笑い、時には泣いたりして今思えばもう一度あのころにもどってみたいと思います。

今も青年活動をしている片わら、週に二、三度くらい勤めが終わってから練習をしています。このころは以前と違って職うな預託がありましたのでお知らせします。
一 金 一万円
一 金 五万円
一 金 三万円
一 金 三万円
一 金 三万円
一 金 三万円

代表者 今村方介
代表者 久保市勝雄
代表者 五城目町社会福祉協議会